

仕様書

1 総則

(1) 件名

生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務

(2) 本業務の目的

生駒市（以下、「本市」という。）では、学校給食センターの老朽化が進んでいる。このため、ドライシステム方式の学校給食センター施設 2 施設（提供食数約 7,500 食/日及び 3,700 食/日）を建て替え整備する検討を行っている。

本業務は、現在検討中の学校給食センターの更新を行うにあたり、施設の概略計画や事業の進め方を検討するとともに、効率的な施設整備と事業運営に向けて、民間の資金や経営ノウハウの活用について調査する等、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業手法を選定する為の支援を行うものである。

(3) 適用範囲

本仕様書は、『生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務』に適用する。

(4) 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。

(5) 業務に係る指示

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに、本市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

(6) 協議内容

協議内容については、受託者側で要点筆記等により協議録を簡潔に作成する。

(7) 協議資料

受託者は、協議に用いた資料について、本市担当者宛てに速やかにデータ送付を行う。

(8) 秘密の保持

本業務の実施により知りえた市の各種情報及び個人情報については、その取り扱いを厳重に行い第三者に漏洩することのないよう配慮すること。

(9) 疑義

受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに市担当者との協議し、指示を受けなければならない。

2 業務内容

2 - 1 前提条件の整理

本業務の遂行にあたり必要となる資料を収集し、計画地における敷地条件、地質条件、都市計画法、建築基準法等による制限の有無、インフラ整備状況、各種指導要綱上の条件等について整理する。

2 - 2 基本仕様及び基本性能の検討、整理

(1) 給食センターの必要機能の検討、整理

本市でまとめている生駒市学校給食センター更新基本計画等を踏まえ、本給食センターに求められる機能を検討、整理する。また、機能を盛り込んだセンターを稼働させるために必要な維持管理・運営業務についても検討・設定を行う。

(2) 給食配膳室の改修要件に係る検討、整理

基本仕様・性能の作成にあたり、本市が提供する給食配膳室の現況に係る資料を整理し、給食配膳室増築等工事の仕様を作成する。なお、この結果については、事業者選定関係資料の一部となる。

なお、給食配膳室の現況調査は、本業務に含まれないものとする。

(3) 基本仕様・性能の作成

上記を整理し、基本条件としてまとめ、概算工事費及び維持管理費等を算定するための根拠とする。

2 - 3 事業費の概算

施設及び管理業務に係る基本仕様・性能に基づき、事業費の概算を行う。

概算については、ライフサイクルコストとして30年分算定すること。算定の際の事業手法は分離・分割発注方式（従来手法）によるものとし、実質的な予定価格または民活手法を検討する際のVFM算定の根拠とすること。

2 - 4 最適事業方式選定

(1) 事業化手法の比較検討

従来型（直営）事業方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）、設計・施工・維持管理運営一括発注方式（DBO方式）及びPFI手法等で実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討、比較を行い、本事業に適した事業化手法の検討を行う。

(2) 事業スキームの詳細検討

(1)の比較検討を踏まえ、想定される事業方式について、サービス対価の支払方法等の留意事項を整理した上で、事業スキームの詳細検討を行う。

(3) V F Mの検討

従来型事業方式と適用可能性が高いと評価できる民活手法について、公的財政負担の見込額を算出・比較し、V F Mを試算、評価する。

(4) 総合評価

定量的な効果（V F M等）と定性的な効果を整理し、本事業に対する民間活力活用手法の適用可能性を総合的に評価、比較する。

2 - 5 市場調査

事業内容及び事業手法に係る検討結果に関して、調理企業など民間事業者 15 社以上を対象としたヒアリングを実施することにより、民間事業者の事業への参画可能性を把握し、その意見の反映を図る。

2 - 6 実施方針（基本方針）作成等

前項までの検討でP F I手法が最適な事業手法と評価される場合、特定事業の選定に関する事項や、事業者募集や選定、リスク分担に関する事項等を整理した上で、公募資料の基礎となる実施方針（案）を検討・作成する。

D B等、P F I以外の手法が最適な事業手法と評価される場合については、事業実施に係る基本方針をとりまとめる。

2 - 7 報告書の作成

検討成果を報告書として取りまとめる。

2 - 8 （仮称）学校給食センター更新懇話会運営支援

業務期間終了までの間、（仮称）学校給食センター更新懇話会に事務局として参加するとともに、会議資料の作成を支援する。

3 本契約に含まれない業務

次に示す業務は、本契約に含まれないものとする。

現地調査（測量調査、地盤調査、土壌汚染調査）

配送対象校配膳室現況調査

4 スケジュール

現時点では、次に示すスケジュールを想定している。

平成31年9月（仮称）生駒北学校給食センター供用開始

平成33年9月（仮称）生駒南学校給食センター供用開始

5 業務のすすめ方

給食センターの現状、生駒市の財政事情、諸調査を踏まえ、市職員と十分協議を行い、実現性と市場性の高い内容とすること。

6 業務の期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

7 成果品

本業務の成果品は原則として以下の通りとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 業務報告書A4（必要に応じチューブファイル等にまとめる） | 10部 |
| 2. 業務報告書の電子媒体（CD-R、DVD-R等） | 2部 |

8. 検査

本業務は、本市の検査合格後、成果品一式を納品し、業務の完了とする。

なお、納品後の成果品に記入漏れ、不備または誤りが発見された場合には、受託者は速やかに訂正しなければならない。

9. 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託にかかる成果物の著作権を成果物の納入時に市に帰属するものとする
- (3) 受託者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び28条に規定する権利も市に移転し、受託者に留保されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物については、受託者は受託者の責任において、本市の使用に支障が出ないようにしに当該権利を移転し、または、その使用承諾を受けさせたものとする。